

傷病手当金の制度

- 被保険者（パートナ社員含む）が業務外（労災保険に該当する場合は除く）の病気やけがで仕事を休み給料等がもらえないときは、被保険者（本人）と家族の生活を守るために休業一日につき【※】直近12か月の標準報酬月額÷30×2/3相当額が支給されます。
- ・**傷病手当金付加金** 在職分の請求のみ1日につき標準報酬月額【※】の11/60が支給されます。なお傷病手当金と同時に支給されます。【※】傷病手当金の算出に用いた方式による標準報酬月額

支給条件

- ・ 病気やけがのための療養中（自宅療養でもよい）
 - ・ 病気やけがの療養のため今まで行っていた仕事に就けない状態。※労務が不能の判定は療養担当者（医師等）の意見を基にそれまで従事していた仕事が行えるか否かが判断基準になります。
 - ・ 連続して3日以上休んでいる（4日目から受ける）（法99条）
 - 【待期完成〇】
休 休 休 休 休 休 休 休
待期完成 傷病手当金支給
 - ※公休日、有給休暇等は、待期期間に算入できます。
休 休 休 休 公 休 休 休 休
待期完成 傷病手当金支給
 - 【待期未完成×】
休 休 休 休 休 休 休 休
待期未完成 傷病手当金支給
- ・ 休んだ期間に給与の支払いがないことが原則となりますが、給与の支払いがあっても、傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。

支給期間

- ①改正前 同じ病気（病名が変わっても関連する病気のものを含む）ケガについて支給を始めた日から1年6か月（法99条）

↓ 支給を始めた日

出勤	欠勤又は有給3日	欠勤	出勤	欠勤	有給	欠勤
待期期間	支給	×	支給	無支給	×	×

← 1年6か月 →

- ②改正後 同じ病気（病名が変わっても関連する病気のものを含む）ケガについて支給を始めた日から通算して1年6か月（法99条）

- 【改正の対象者】 令和3年（2021年）12月31日において支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金（令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象になります。

↓ 支給を始めた日

出勤	欠勤又は有給3日	欠勤	出勤	欠勤	有給	欠勤
待期期間	支給	×	支給	無支給	×	×

← 通算して1年6か月 →

傷病手当金が支給調整・支給停止される場合

- ・ 同一疾病で、障害厚生年金・障害手当金をうけられるときは傷病手当金支給されません。但し、障害厚生年金の360分の1の日額が傷病手当金の日額より低い時はその差額が支給されます。
- ・ 資格喪失後（退職後）に傷病手当金の継続給付を受けているが老齢基礎（厚生）年金を受給している場合、傷病手当金は支給されません。但し、老齢基礎（厚生）年金の360分の1の日額が傷病手当金の日額より低い時はその差額が支給されます。
- ・ 出産手当金を同時にうけられるとき、傷病手当金の日額が出産手当金の日額より高い時はその差額が支給されます。【H28.4～改正】

健康保険の加入期間が1年未満での傷病手当金の請求について

健康保険の加入期間中（任意継続保険は除く）であれば、傷病手当金は請求できますが、当組合の加入前の健康保険の加入状況・傷病手当金を過去に受給していたか等を確認する必要があるため「健康保険の加入状況等について」も記入して下さい。

退職後の傷病手当金について

退職するときに傷病手当金を受けていた人（又は受けられる状態にあった人）が退職した場合、その病気やけがの療養のために引き続き継続して働けないとき、支給開始日から支給対象となった日が1年6か月間に達するまでは継続支給となります。但し、1年6か月以内であっても働ける状態になった日以降は支給されません。また傷病手当金付加金はありません。 ※「受けられる状態にあった」とは、資格喪失の前日までに3日間の待期が完成させたあと傷病手当金を受給しているか（退職日に受給しているか）若しくは支給条件を満たしている場合（労務不能の状態であるが報酬等が支給されているため、傷病手当金が支給停止されている場合）にあること。

退職後、傷病手当金を受けれる条件

被保険者の資格を失う（退職、P契約区分変更）前に引き続き1年以上（任意継続期間は除く）被保険者であった人。

記入上の注意事項

【I 請求者が記入するところ】

- ⑦傷病名・・・主治医から聞いた傷病名を記入して下さい。
- ⑧発病の原因・・・ケガの場合はいつ、どこで、どのようにして、どうなった等時間も含めて記入してください。ケガ以外で原因が特定できない場合は不明と記入して下さい。
- ⑨請求期間・・・初回は待期期間を含めて記入し、合計の計算は両端をいれて計算すること。例) 1月22日～2月5日＝15日
注 就業中に体調不良のため早退した場合はその日も待期期間に含めます。
注 出勤前に発病（負傷）して出勤できなくなった場合は、その日からの請求になります。

傷病手当金の振込口座

業務の効率化のため事業主より給与と口座の情報をいただいており、給与口座に傷病手当金の振込をしています。
振込日は15日、月末（祝日・土日）に当たる場合は前営業日に振込